

特約条項

- 1 本件土地東側の道路付近の土砂には石灰成分が含有されており、雨の日には石灰成分が溶出し、道路側に流れ出ることがあります。流出防止措置を行っていただくとともに、流出した場合の清掃については、その都度賃借人の負担において責任をもって行ってください。
本件土地西側の歩道部に法面側から植栽、雑草、土砂等が越境していますので、剪定、除草、清掃を行い、適宜、維持管理を賃借人の負担において責任をもって行ってください。
- 2 本件土地は埋立地であり、地下埋設物及びこれに類するもの等（コンクリート塊、鉋さいなどを含む）が残存している可能性があります。引渡しはすべて現状有姿で行い、本市は契約不適合責任を一切負いません。撤去・処分は賃借人の負担で行ってください。なお、本事項については合意書第 28 条第 1 項の原状回復義務の対象外となります。
- 3 本件土地内に、フェンスや多数の樹木等が存在しており、更地部分については碎石舗装がされておりますが、引き渡しはすべて現状有姿で行います。補修や撤去・処分等が必要な場合には、あらかじめ本市の承認を得たうえで、賃借人の負担で行ってください。本市はその負担を一切負いません。なお、本事項については合意書第 28 条第 1 項の原状回復義務の対象外となります。
- 4 本件土地東側の道路沿いに、雨水排水のための素掘側溝を設置しています。側溝沿いにフェンスを設置していますが、フェンス付近に荷重をかけすぎた場合、地盤が崩れる可能性があります。安全対策は賃借人の負担において責任をもって行ってください。本市はいかなる場合においても契約不適合責任を一切負いません。仮に上記設置物を破損させた場合は合意書第 28 条第 1 項に基づき修繕を実施してください。
- 5 本件地内遊歩道には園路灯、照明塔が設置されておりますが、通電はしておりません。また、休憩用ベンチやパーゴラ、芝生、園路等が設置されておりますが、賃借人の負担と責任により適切に維持・管理を行ってください。仮に上記設置物を破損させた場合は合意書第 28 条第 1 項に基づき修繕を実施してください。
- 6 政治的用途・宗教的用途に使用することはできません。
- 7 本物件における事業に起因する交通渋滞や路上駐車車両の発生がないよう、対策を講じてください。

- 8 建築計画にあたっては、周辺地域の景観や環境にも配慮し、一体感があり調和のとれた計画としてください。また、大型車両通行などの交通環境や塩害、強風等、同地区の立地特性による環境にも十分配慮し、特に周辺地域にトレーラー等の大型車両の通行が多数あることに留意してください。
- 9 「舞洲地区地区計画」に適合した土地利用及び建築物等の整備を行ってください。
- 10 本物件の南側・西側法面及び遊歩道は存置し、貸付期間中は維持管理（除草等）を行うとともに、一般に開放してください。
- 11 その他、契約にかかる一般的な規定事項に合致または遵守してください。
- 12 その他、本市は一切の契約不適合責任を負いません。